

## 令和2年度 第6回大島町農業委員会総会議事録

令和2年度定例大島町農業委員会が、令和2年9月24日（木）午前10時より大島町役場3階第3会議室にて開催された。

## 1、農業委員会委員は、次の通り

- |        |        |         |        |         |
|--------|--------|---------|--------|---------|
| 1、土屋茂  | 2、春木望  | 3、五十嵐初代 | 4、小坂一雄 | 5、山本政一  |
| 6、向山吉昭 | 8、笠間隆夫 | 9、新保鐵雄  | 10、中拂晶 | 11、中村富長 |

## 2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- |        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 1、吉田義孝 | 2、澤田波夫 | 3、橋爪重徳 |
|--------|--------|--------|

## 3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

農業委員 欠席無し 農地利用最適化推進委員 3、橋爪重徳

## 4、出席職員は次の通り

中田太 産業課長  
山田貴訓 農業係長  
山田美友乃 主事

## 5、付議された案件

- 日程第1： 会長報告  
日程第2： その他

## 6、本日の書記は次の通り

主事 山田美友乃

土屋議長 それでは、令和2年度第6回大島町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は10名中10名、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。なお推進委員の方は3名中2名参加して頂いています。それでは、本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配布している日程表のとおりといたしますがご異議ございませんか。

(～異議なしの声 多数～)

異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は11番委員と2番委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の山田氏を指名いたします。それでは日程第1「会長報告」について、事務局より説明をお願いします。

- 事務局(山田) 農地の転用事実に関する照会書についてです。申請人は□▲丁目▲番▲号、○ 代表取締役 ○○。申請地は□▲番▲。面積は▲㎡です。照会事由ですが、畑を山林に地目変更するためというものです。9月4日の現況調査には農業委員4名(春木、新保、山本、中拂)と事務局1名で行いました。現地は、写真のとおりで地目の変更は山林と判断いたしました。以上です。
- 土屋議長 ありがとうございます。続きましては日程第2、「その他」について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局(山田) 2点ございます。一つめは、農業委員会組織による「令和2年7月豪雨災害義援金」の募集についてです。事務局で預かり、とりまとめたうえ、大島町農業委員会で送金を行いたいと考えています。義援金について、どうされますか。
- 土屋議長 休憩にしますか、それともそのままいいですか。ではこのまま、義援金につきましてご意見のある方はをお願いします。
- 向山委員 異議なし。
- 土屋議長 どうでしょうか、1人1,000円ずつでよろしいですか。それでは義援金につきましては1人1,000円ずつ。いつまでにしますか。
- 向山委員 現金ですか。
- 土屋議長 現金です。
- 向山委員 今日からでもいいですか。
- 土屋議長 今日からでもいいです。締切りは10月30日でもいいですか。推進委員の方もお願いします。それでは次を事務局お願いします。
- 事務局(山田) 二つめは、島しょ農業委員会・農業者大会についてです。10月8日～9日に予定されていた島しょ農業委員会・農業者大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。以上です。
- 土屋議長 よろしいですか、農業大会は中止ということで。他にその他で何かありますか。はい、課長。
- 事務局(課長) 産業課の新型コロナウイルス感染症対策の制度の関連なんですけども、新たな制度を創設して農業者さんに対して助成を行います。詳細は10月の広報に載せる予定です。内容的には売り上げが減少した農業者の方全てを対象にします。限度額が20万円です。前年の4月～9月の6ヶ月分と今年の4月～9月を比較して30%減少した月がひと月でもあれば対象になります。減少額が多ければ多いほど、その分もらえるんですが、限度額は20万円です。前回の輸送費の補助とかは、色々組合とか色んな団体とかに取りまとめをお願いして、手伝って頂いたのですが、今回は完全に個人の申請でお願いしたいと思います。納税証明書とか帳簿とか色々揃えてもらうものが、個人の書類になりますので、皆さんそれぞれが申請して頂くという形でお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。申請期限は11月30日迄となっております。詳しくは10月の広報をご覧ください。もう1点、もしかしたら関係あるかも知れないのですが、新しい制度として従業員に対する支援というのがあります。労働者に対する支援ということで、もしご自分の農園で誰かアルバイトを雇ってやっている場合は、対象になる可

能性があります。こちらは限度額3万円になっております。それも10月の広報に詳細を載せますので、是非ご覧ください。よろしく申し上げます。以上です。

土屋議長 この件につきまして何か聞きたいことがありましたら、はい、4番。

小坂委員 窓口は産業課ですか。

事務局(課長) はい、産業課です。

小坂委員 受付はいつからですか。

事務局(課長) 受付は10月1日からできるように準備しています。出張所に提出でも構わないんですけども、そこで審査とかできないので。

土屋議長 他に聞きたい人はいますか。この件につきましては以上です。その他で他に何かありましたら、はい、4番。

小坂委員 今月もまた登記官照会が出ていますが、今も事前会議はやっているんですか。

事務局(山田) 登記官照会のですか。

小坂委員 いやいや、この会議が始まる前に3役で。

土屋議長 はい、やっています。

小坂委員 そこで、この登記官照会っていう話は出ないんですか。

土屋議長 一応今日もこれでどうですか、ということは聞きました。

小坂委員 それでどうになりましたか。

土屋議長 一応討議をする皆さんで一致したということで。

小坂委員 先月でしたか向山委員から質問があって、まあそれはあれの質問だったんですけど。登記官照会について最近目立って大きくなっているような気もするんですが、それについては事務局どうですか。

事務局(山田) 私も1年しかやっていないので、分からないですけど。

小坂委員 登記所に行って登記官と話をした方がいいんじゃないですか。事務局ではなく会長ですよ。事務局が行ったって駄目じゃないですか、登記官と話をしてもらわないと。昔から農業委員と登記所とはいつも喧嘩をしているんだけど、それでこういうような通達が出たりなんかしているんです。日本全国でこういう事例が多くて。前回はそういう話をしたんですが、なるべく農業委員会としては、登記官照会ではなくて農地法で提出してもらいたいということで。

土屋議長 事務局と行きます。

小坂委員 他の職務代理とか部長連中を連れていかないんですか。

五十嵐委員 登記所がないから。大島に来たときしかできない。

土屋議長 大島に登記所はないんですよね。

事務局(課長) 出張で来る時があるんですけど。

五十嵐委員 今月は来ることになっていたんですけど、中止になったんです。

土屋議長 テレビ会議になったんじゃないですか、今月は。

小坂委員 今月じゃなくてもいいから、そのところを調節とって、向こうの担当登記官じゃないと上手くないから、大島担当の人じゃないと。

土屋議長 代理と農地の方の担当と事務局と4人で行くようにします。その他、ご意見はございますか。よろしいですか。特にないようですので、これを持ちまして第6回大島町農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員